

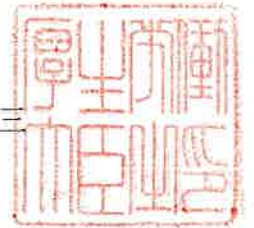
厚生労働省発開1207第1号

令和5年12月7日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 認定職業訓練実施基本奨励金の支給基準に係る特例の追加

令和三年十二月二十一日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官（以下「人開官」という。）が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、特定求職者等一人につき一万円又は二万円を上乗せして支給する特例及び令和四年十二月二日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報通信分野に係る認定職業訓練であつて人開官が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、特定求職者等一人につき一万円を上乗せして支給する特例を設けているところであるが、新たにこの省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野又は情報通信分野に係る認定職業訓練であつて人開官が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、特定求職者等一人につき五千円を上乗せして支給する特例を設けるものとする。

## 第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。